

2025年3月28日

各位

株式会社北都銀行

**北海道・東北の地方銀行及び第二地方銀行による
住宅ローンの不正利用防止に向けた「情報交換に関する協定書」の締結について**

株式会社北都銀行（頭取 伊藤 新）は、住宅ローンの不正利用を防止し、お客さまの利益を保護するため、北海道及び東北6県の地方銀行及び第二地方銀行と「情報交換に関する協定書」を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 協定の概要

住宅ローンの不正利用とは、お客さまご自身がお住まいになる住宅を取得する目的で住宅ローンを利用するのではなく、虚偽の申告を行い、融資を受けた住宅を当初から第三者に賃貸する目的で住宅ローンを利用することのほか、住宅取得価格の水増し、収入証明書の改ざん等を行うことです。

住宅ローンの不正利用を促す不動産事業者（以下「不正業者」といいます。）の主導により、お客さまが意図せず、住宅ローンの不正利用に巻き込まれるケースがあります。

当行は、2025年3月28日、北海道及び東北6県の地方銀行及び第二地方銀行と本協定を締結し、不正業者に関する情報の交換を行うことにより、お客さまが住宅ローンの不正利用に巻き込まれることを防止し、お客さまの利益の保護に努めてまいります。

2. 協定締結金融機関一覧

株式会社北海道銀行	株式会社秋田銀行
株式会社北洋銀行	株式会社北都銀行
株式会社青森みちのく銀行	株式会社荘内銀行
株式会社岩手銀行	株式会社山形銀行
株式会社東北銀行	株式会社きらやか銀行
株式会社北日本銀行	株式会社東邦銀行
株式会社七十七銀行	株式会社福島銀行
株式会社仙台銀行	株式会社大東銀行

以上

《本件に関するお問い合わせ先》

営業推進部 LPA 室（担当：斉藤） TEL 018-837-1946